

平成29年第1回美幌町議会定例会会議録

平成29年3月 7日 開会
平成29年3月23日 閉会

平成29年 3月23日 第10号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 11号～第 25号
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部変更)
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について(町道第 8号道路上の車輛破損事故による損害賠償)
- 日程第 5 報告第 3号 定期監査報告について
- 日程第 6 報告第 4号 例月出納検査報告について(11月～1月分)
- 日程第 7 報告第 5号 専決処分の報告について(美幌町立北中学校敷地内の車輛破損事故による損害賠償)
- 日程第 8 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|-----------|
| 1番 | 高橋秀明君 | 2番 | 大江道男君 |
| 3番 | 新鞍峯雄君 | 4番 | 上杉晃央君 |
| 5番 | 稲垣淳一君 | 6番 | 戸澤義典君 |
| 7番 | 早瀬仁志君 | 8番 | 岡本美代子君 |
| 9番 | 坂田美栄子君 | 副議長 | 10番 吉住博幸君 |
| 11番 | 橋本博之君 | 12番 | 中嶋すみ江君 |
| 13番 | 古舘繁夫君 | 議長 | 14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会	平野浩司君
監査委員	高木清君	教 育 長	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	小西守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	石澤憲君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	政策主幹	小室秀隆君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君

農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩二君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	志賀寿君
事務連絡室庶務主幹	岩田憲次君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	田村圭一君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	浅野謙司君	博物館長	鬼丸和幸君
農業委員会事務局長	酒井祐二君	選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君

○議会事務局出席者

事務局 長	藤原豪二君	次	長	橋本美典君
議事係 長	橋本勝君	議	事	係

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回美幌町議会定例会第17日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番古舘繁夫さん、1番高橋秀明さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、高木監査委員、所用のため、本日、午前中欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大原 昇君） 会派等審議のため、暫時休憩します。

再開は、おおむね13時30分をめどといたしますけれども、状況に応じて再開いたしますので、御了承願いたいと思います。

午前10時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 議案第11号から
議案第25号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第11号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてから議案第25号平成29年度美幌町病院事業会計予算についてまでの15件を議題といたします。

議案第11号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号美幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号美幌町北海道営草地整備改

良事業等分担金徴収条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号平成29年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号平成29年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号平成29年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号平成29年度美幌町個別排

水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成29年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号平成29年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 報告第1号

○議長（大原 昇君） 日程第3 報告第1号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第1号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第4 報告第2号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第2号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第2号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第5 報告第3号

○議長（大原 昇君） 日程第5 報告第3号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第3号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第6 報告第4号

○議長（大原 昇君） 日程第6 報告第4号例月出納検査報告について（11月～1月分）。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第4号例月出納検査報告について（11月～1月分）は、これで終わります。

◎日程第7 報告第5号

○議長（大原 昇君） 日程第7 報告第5号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第5号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第 8 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第 8 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

平成 29 年第 1 回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 1 時 41 分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員